

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所

> **江戸川上流出張所・発行** 春日部市西金野井886 電話 048-746-0063

2013年6月24日 [第24号]

6月から ※出水期 に入りました!

出水期前後の代表的な取り組みについてご紹介します

①堤防除草・・・・堤防を健全に保つため、また地震や大雨による堤防の損傷を発見しやすくするために河川維持工事において実施。(予算の関係で年2回刈りが原則、1回目は5月末迄、2回目は9月末迄を予定)

②河川巡視・・・・堤防の損傷や、ゴミの不法投棄、河川利用上の危険箇所などの発見を目的として、河川パトロールカーやバイクによる巡視を行う。

③合同巡視・・・・出水時の水防活動が迅速・適確に行えるよう、沿川自治体や水防団の方々と合同で出水期前に河川の状況や※重要水防筒所の巡視を行う。

④履行検査・・・・河川の占用許可施設(運動場、排水樋管など)について、出水期前に占用者と現地で立会い、出水時の支障がないかなどを検査する。

⑤堤防点検・・・・堤防の損傷を発見するため、江戸川河川事務所職員が徒歩または自転車による点 検を行う。

⑦水防管理団体の水防演習・・・・水防団員の士気を鼓舞し、水防工法の作業能力を高めるために、 出水期前に水防管理団体(沿川自治体で組織)が実施する。

⑧水防倉庫の資材の確認、補充・・・・各水防管理団体が各々所管する水防倉庫について行う。

※出水期とは……6月1日~10月31日までの5ヶ月間。 梅雨の大雨や、台風による大雨で河川が増水しやすい時期であるため、出水期とよんでいます。出水期においては、河川巡視、樋管等施設の点検、堤防の点検などの河川管理体制を強化するとともに、原則として河川工事は行わないこととしています。

※重要水防箇所とは……堤防の高さや大きさが足りないため、洪水が溢れたり、堤防や地盤を浸透し噴き出したり、堤防が滑ったりする恐れのある箇所について、重点的に巡視点検が必要な箇所を示しています。 水防上の重要度によって2ランク(A、B)に区分しています。

つい備えて





③ 合同巡視 (5月24日)

【参加機関】千葉県河川課·東葛飾土木、野田市、茨城県河川課·境土木、五霞町、埼玉県河川砂防課·越谷県土·杉戸県土、久喜市、幸手市、杉戸町、春日部市、松伏町



⑤ 堤防点検

(6月7日) 自転車での点検



⑦江戸川水防事務組合の水防演習 (5月25日) 〔江戸川右岸50.5k付近·春日部市西宝珠花多目的広場〕

※三郷市、吉川市、松伏町、春日部市の三市一町で組織

4 履行検査 (5月21日)

新宮橋排水樋管 (占用者:春日部市長)



庄和浄水場·桜井取水樋管 (占用者:埼玉県知事)





(ボートによる)

演習の場所・川表法面



⑧水防倉庫

(江戸川水防事務組合)



⑥ 施設の操作点検





完成した**吉妻地区の緩傾斜堤防**(4割堤) 【天端の自転車歩行者道も幅広に・・】



出張所へのお問い合わせ

出張所には様々なご相談やご意見を頂いております。

山頂がにはなべると旧談でと思えて頂いて300000000000000000000000000000000000			
区 分	H25年度 (H25/6/21現在)	H24年度 (年間)	
河川区域等	2	11	
河川利用等	9	13	
官民境界等	0	0	
河川法手続き	0	11	
占用施設	0	4	
その他	4	29	
合 計	15	68	

河川に関するお問い合わせは当出張所まで。

あとがき

6月21日現在、利根川上流域のダム 貯水率が例年になく低下しており、関係 機関と連携して節水対策に取り組むこと としています。

一方では、本紙でご紹介しました出水 に対する取り組みを行うことで、万一の 事態に備えております。

河川に関わる国土交通省職員や沿川 自治体の方たちの様々な活動に、ご支 援ご協力、よろしくお願いいたします。

【江戸川上流だより】編集長

丸山 寿一